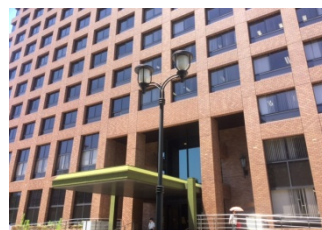


## 原発避難 国の責任認めず

写真は名古屋地裁(高裁との合同庁舎)の正面玄関。地裁に初めて行ったのは2002年9月11日、中部空港関連事業の住民訴訟「第3回証人尋問」であり、1階の広い法廷で、原告住民側の証人として40数分にわたり意見陳述した。私の「キンチョーの9・11」だった。翌年3月24日の判決の日に傍聴した。それから14年後に名古屋白龍の高層マンション建設に伴うでっち上げ事件で、何回か6階の604号法廷に通った。



写真下は中日新聞8月3日朝刊。大阪市立中央図書館で中日新聞をチェックしていて、記事を見つけた。原発賠償関西訴訟の公判が22日にあるので、紹介しておく。リードから一東京電力福島第一原発事故の影響で避難を強いられたとして、福島県から愛知、岐阜、静岡の各県に移り住んだ42世帯、128人が国と東電に慰謝料など計約14億4千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が2日、名古屋地裁であった。桃崎剛裁判長は国への請求を棄却し、東電に対してのみ、109人に計約9700万円を支払うよう命じた。



同種の集団訴訟は全国で約30件ある。判決は12件目で、国の責任を追及した9件のうち認めなかったのは、2017年9月の千葉地裁と今年3月の同地裁に続き3件目。東電の責任は全て認められている。

桃崎裁判長は判決理由で、国は地震予測の長期評価に基づき、遅くとも06年までに大型の津波発生を予見可能だったと指摘。一方で、データの少なさなどから完全に予見するのは難しかったとして「津波対策を取るよう東電に命令しなかったことが著しく合理性を欠くとは認められない」とした。東電には「原子力損害賠償法は、事業者が賠償責任を負うと定めている」として、賠償を命じた。

避難指示区域に住んでいた原告だけでなく、区域外の自宅から自主的に避難した人への賠償も認めた。事故当時に胎児だった3人も原告に加わったが、うち2人については「避難時の困難な生活を実際に経験したわけではない」などと請求を退けた。1人は事故直後に生まれたため、請求が認められた。

判決後、原子力規制庁は「国の主張が認められたものと受け止めている」、東電は「判決の内容を精査し対応を検討する」とそれぞれコメントした。

一橋大学法学部の下山憲治教授(環境法)の話 今回の判決は、二つの千葉地裁判決とおおむね同内容で、国の責任を否定した。事故後、国会事故調等から、及び腰の規制姿勢は厳しく批判された。こうした基本的な考え方や反省が十分反映されていないのではないか。

(2019年8月16日)